

※続きは右図に示す

札幌市土砂災害避難地図（ハザードマップ）

【南区：藻岩地区町内会連合会】

令和3年9月一部改訂

土砂災害に備え、ご自身の避難に役立つ情報を書き加えましょう

※右図

要配慮者利用施設一覧表

No	施設名	所在地
①	有料老人ホーム森の時計	南区川治1条6丁目1-50
②	かわぞえ	南区川治1条2丁目5-25
③	デイサービスセンターらいつてらす川治	南区川治1条2丁目1-13 CASA藻岩台

番号	町内会名
1	北ノ沢青葉台町内会
2	北ノ沢第一町内会
3	北ノ沢第三町内会
4	王子岡地町内会
5	中ノ沢町内会
6	やまなみ町内会
7	ルージュノ沢第1町内会
8	川治北町内会
9	白樺町内会
10	川治第一町内会
11	藻岩グリーンパークニュー番町内会
12	アビエホーム藻岩町内会
13	アムズ虹が社町内会
14	中ノ沢希望ヶ丘自治会
15	川治第二町内会
16	川治第三町内会
17	川治第四町内会
18	川治中央第二町内会
19	川治中央第一町内会
20	川治中央第三町内会
21	川治自衛隊寮奉町内会
22	ハリス藻岩公園管理組合自治会
23	川治中央第五町内会
24	川治中央第四町内会
25	川治中央第五町内会
26	市営川治団地自治会
27	硬石山町内会
28	藻岩南住宅川治自治会
29	ローズタウン川治団地管理組合法人

凡例

- 指定緊急避難場所
- 指定避難所（地域）
（指定緊急避難場所への避難が原則）
- 要配慮者利用施設
- 土砂災害警戒区域（急傾斜地）
- 土砂災害警戒区域（土石流）
- 公園・緑地
- 町内会境界
- 字界
- 連合町内会境界
- 土砂の移動方向
- 避難経路
（国道・道・市道）
- 避難経路
（土砂災害警戒区域内のため注意）

指定緊急避難場所の指定を
 ○ 受けている × 受けていない - 災害が想定されていない
 ※ただし、大規模な火事の避難場所はグラウンド

指定避難所一覧

No	施設名	所在地	土砂災害	洪水災害	地震災害	大規模な火事
①	藻岩北小学校	南区川治2条3丁目7-1	○	○	○	○
②	南区体育館	南区川治4条2丁目2-1	○	○	○	×
③	藻岩小学校	南区川治7条2丁目3-1	○	○	○	○
④	藻岩中学校	南区川治7条3丁目4-1	○	○	○	○
⑤	藻岩南小学校	南区川治18条2丁目1-15	○	○	○	○
⑥	北の沢小学校	南区北ノ沢1727-5	○	○	-	○
⑦	札幌藻岩高校	南区川治3条2丁目1-1	○	○	○	○
⑧	もいわ地区センター （藻岩まちづくりセンター）	南区川治8条2丁目4-15	原則、指定緊急避難場所へ避難してください。			
⑨	宝流寺	南区川治9条2丁目1-17	原則、指定緊急避難場所へ避難してください。			
⑩	藻岩福祉会館	南区川治11条2丁目3-1	原則、指定緊急避難場所へ避難してください。			
⑪	中ノ沢会館	南区中ノ沢1711-3	原則、指定緊急避難場所へ避難してください。			

指定緊急避難場所：災害の種類ごとに、その危険から緊急に逃げるための場所。災害時には、対象ごとに指定した避難場所（上表で「○」）が開設されます。被災者を避難のために必要な間滞在させるための施設。
 指定避難所：被災者を避難のために必要な間滞在させるための施設。
 ※風水害時は、区災害対策本部が避難場所開設の判断を行いますので、避難情報に注意してください。
 ※「-」は周囲で対象災害が想定されておらず、状況に応じて開設される場合があります。
 小中学校等に設置している避難場所標識では、それがそれぞれの災害に対応可能かを表記するため、「○」としています。

図の警戒区域はあくまでも想定です。周りの状況に注意して行動しましょう！

藤野地区町内会連合会

札幌市北方自然教育園
藤野小学校

藻岩地区町内会連合会

指定緊急避難場所の指定を

○ 受けている × 受けていない - 災害が想定されていない
 ※ただし、大規模な火事の避難場所はグラウンド

指定避難所一覧

No	施設名	所在地	土砂災害	洪水災害	地震災害	大規模な火事
①	札幌藻岩高校	南区川治3条2丁目1-1	○	○	○	○
②	もいわ地区センター （藻岩まちづくりセンター）	南区川治8条2丁目4-15	原則、指定緊急避難場所へ避難してください。			
③	宝流寺	南区川治9条2丁目1-17	原則、指定緊急避難場所へ避難してください。			
④	藻岩福祉会館	南区川治11条2丁目3-1	原則、指定緊急避難場所へ避難してください。			
⑤	中ノ沢会館	南区中ノ沢1711-3	原則、指定緊急避難場所へ避難してください。			

指定緊急避難場所：災害の種類ごとに、その危険から緊急に逃げるための場所。災害時には、対象ごとに指定した避難場所（上表で「○」）が開設されます。被災者を避難のために必要な間滞在させるための施設。
 指定避難所：被災者を避難のために必要な間滞在させるための施設。
 ※風水害時は、区災害対策本部が避難場所開設の判断を行いますので、避難情報に注意してください。
 ※「-」は周囲で対象災害が想定されておらず、状況に応じて開設される場合があります。
 小中学校等に設置している避難場所標識では、それがそれぞれの災害に対応可能かを表記するため、「○」としています。